

平成29年4月28日

キャッシュカードを使用したATM振込みの一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止対策)

当行は、近年急増しているご高齢者に対する還付金詐欺・振り込め詐欺の被害を防止するため、徳島県警察本部からの要請もあり、下記のとおり、平成29年5月8日（月）からキャッシュカードによるATMでのお振込みを一部制限いたします。

地域の銀行として「お客さまの大切なご預金をお守りする」ため、ご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

過去1年間にATMで当行キャッシュカードによるお振込みのご利用がない70歳以上のお客さま

2. 利用制限の内容

対象となるお客さまのキャッシュカードの振込機能を制限いたしますので、当行キャッシュカードによるATMでの「お振込み」ができなくなります。

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおり、ご利用いただけます。

3. 利用制限の開始日

平成29年5月8日（月）から

4. その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでの振込みをご希望される場合は、当行本支店の窓口でご相談ください。

以上